

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第29号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和47年岩手県規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(工事監理者等の決定等の届出)</p> <p>第2条 法第6条第1項又は法第6条の2（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下この項及び第4条において「法による確認」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、<u>法第5条の4第2項</u>の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、<u>工事に着手する前に工事監理者等決定届書（様式第1号）</u>により建築主事に届け出なければならない。</p>	<p>(工事監理者等の決定等の届出)</p> <p>第2条 法第6条第1項又は法第6条の2（法第87条第1項、法第87条の2又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認（以下この項及び第4条において「法による確認」という。）を受けた建築物、建築設備又は工作物の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、<u>法第5条の4第4項</u>の規定により工事監理者を定めた場合又は工事施工者を定めた場合（法による確認の申請書に記載して確認を受けた場合を除く。）は、<u>工事に着手する前に別に定める様式による工事監理者等決定届書</u>により建築主事に届け出なければならない。</p>
<p>2 [略]</p> <p>(工事等の取りやめの届出)</p> <p>第4条 建築主等は、法による確認を申請し、又は受けた建築物、建築設備若しくは工作物の工事を取りやめた場合は、<u>工事等取りやめ届書（様式第3号）</u>により建築主事に届け出なければならない。</p>	<p>2 [略]</p> <p>(工事等の取りやめの届出)</p> <p>第4条 建築主等は、法による確認を申請し、又は受けた建築物、建築設備若しくは工作物の工事を取りやめた場合は、<u>別に定める様式による工事等取りやめ届書</u>により建築主事に届け出なければならない。</p>
<p>(意見の聴取請求書)</p> <p>第8条 法第9条第3項又は第8項（法第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公開による意見の聴取を行うことを請求しようとする者は、<u>意見の聴取請求書（様式第8号）</u>を知事又は所管する<u>広域振興局又は地方振興局の長</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(意見の聴取請求書)</p> <p>第8条 法第9条第3項又は第8項（法第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公開による意見の聴取を行うことを請求しようとする者は、<u>別に定める様式による意見の聴取請求書</u>を知事又は所管する<u>広域振興局長（以下「局長」という。）</u>に提出しなければならない。</p>
<p>(特殊建築物の定期報告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 法第12条第1項に規定する所有者は、省令別記第三十六号の二の四様式及び省令別記第三十六号の二の五様式並びに省令第5条第3項の調査結果表に知事が別に定める図書を添えて所管する<u>広域振興局又は地方振興局の長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する知事が指定する建築物の廃止又は使用の休止（当該建築物について、最後に法第12条第1項の規定による報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の翌日以降の日までの休止に限る。）をしたときは、遅滞なく</p>	<p>(特殊建築物の定期報告)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 法第12条第1項に規定する所有者は、省令別記第三十六号の二の四様式及び省令別記第三十六号の二の五様式並びに省令第5条第3項の調査結果表に知事が別に定める図書を添えて所管する<u>局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>3 第1項に規定する知事が指定する建築物の廃止又は使用の休止（当該建築物について、最後に法第12条第1項の規定による報告を行った日の翌日から起算して3年を経過する日の翌日以降の日までの休止に限る。）をしたときは、遅滞なく</p>

建築物等廃止（休止）届（様式第9号）により所管する広域振興局又は地方振興局の長に届け出なければならない。

4 [略]

5 第3項の規定による休止の届出をした建築物を再び使用しようとするときは、使用を再開する日の前日までに、建築物等再使用届（様式第10号）に第2項に規定する図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に届け出なければならない。

（建築設備等の定期報告）

第10条 [略]

2・3 [略]

4 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する所有者は、第1項のエレベーター若しくはエスカレーター又は政令第138条第2項第1号に掲げるものの所有者にあつては省令別記第三十六号の三様式及び省令別記第三十六号の三の二様式並びに省令第6条第3項の検査結果表に知事が別に定める図書を添えて、政令第138条第2項第2号又は第3号に掲げる遊戯施設の所有者にあつては省令別記第三十六号の三の三様式及び省令別記第三十六号の三の四様式並びに省令第6条第3項の検査結果表に知事が別に定める図書を添えて、建築設備で第1項各号に掲げるものの所有者にあつては省令別記第三十六号の四様式及び省令別記第三十六号の四の二様式並びに省令第6条第3項の検査結果表に知事が別に定める図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

5 第1項に規定する知事が指定する建築設備及び第2項に規定する知事が指定する昇降機等（以下「建築設備等」という。）の廃止又は使用の休止（当該建築設備等について、最後に法第12条第3項の規定による報告を行った日の翌日から起算して1年を経過する日の翌日以降の日までの休止に限る。）をしたときは、遅滞なく建築物等廃止（休止）届により所管する広域振興局又は地方振興局の長に届け出なければならない。

6 [略]

7 第5項の規定による休止の届出をした建築設備等を再び使用しようとするときは、使用を再開する日の前日までに、建築物等再使用届に第4項に規定する図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に届け出なければならない。

（敷地の分割及び変更の届出）

第11条 都市計画区域内及び法第68条の9の規定に基づく条例で建築物又はその敷地に関する制限が定められている区域内

別に定める様式による建築物等廃止（休止）届により所管する局長に届け出なければならない。

4 [略]

5 第3項の規定による休止の届出をした建築物を再び使用しようとするときは、使用を再開する日の前日までに、別に定める様式による建築物等再使用届に第2項に規定する図書を添えて所管する局長に届け出なければならない。

（建築設備等の定期報告）

第10条 [略]

2・3 [略]

4 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する所有者は、第1項のエレベーター若しくはエスカレーター又は政令第138条第2項第1号に掲げるものの所有者にあつては省令別記第三十六号の三様式及び省令別記第三十六号の三の二様式並びに省令第6条第3項の検査結果表に知事が別に定める図書を添えて、政令第138条第2項第2号又は第3号に掲げる遊戯施設の所有者にあつては省令別記第三十六号の三の三様式及び省令別記第三十六号の三の四様式並びに省令第6条第3項の検査結果表に知事が別に定める図書を添えて、建築設備で第1項各号に掲げるものの所有者にあつては省令別記第三十六号の四様式及び省令別記第三十六号の四の二様式並びに省令第6条第3項の検査結果表に知事が別に定める図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

5 第1項に規定する知事が指定する建築設備及び第2項に規定する知事が指定する昇降機等（以下「建築設備等」という。）の廃止又は使用の休止（当該建築設備等について、最後に法第12条第3項の規定による報告を行った日の翌日から起算して1年を経過する日の翌日以降の日までの休止に限る。）をしたときは、遅滞なく建築物等廃止（休止）届により所管する局長に届け出なければならない。

6 [略]

7 第5項の規定による休止の届出をした建築設備等を再び使用しようとするときは、使用を再開する日の前日までに、建築物等再使用届に第4項に規定する図書を添えて所管する局長に届け出なければならない。

（敷地の分割及び変更の届出）

第11条 都市計画区域内及び法第68条の9の規定に基づく条例で建築物又はその敷地に関する制限が定められている区域内

の建築物の敷地を分割し、又は変更しようとする者は、敷地分割（変更）届書（様式第13号）に省令第1条の3第1項の表一の（い）の項に掲げる付近見取図及び配置図を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に届け出なければならない。

（工程の報告）

第12条 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第6条の3第1項第1号に掲げる建築物及び専用住宅を除く。）で同項の規定による確認を受けたものの工事の施工者は、当該工事について次の各号に掲げる工程を終えたとき、工事監理者の確認を得て、工程報告書（様式第14号）により建築主事に報告しなければならない。

（1）～（6） [略]

（既存建築物又は既存製造施設等工作物の届出）

第13条 法第48条第1項から第13項まで、法第51条、法第52条第1項若しくは第2項、法第53条第1項、法第54条第1項、法第55条第1項、法第56条第1項、法第56条の2第1項、法第59条第1項若しくは第2項、法第61条又は法第62条第1項の規定が適用されることとなった際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地のうち、法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、既存建築物現況届書（様式第15号）により所管する広域振興局又は地方振興局の長に届け出なければならない。

2 法第88条第2項において準用する法第48条第1項から第13項まで又は法第51条の規定が適用されることになった際現に存する製造施設等工作物若しくはその敷地又は現に築造、修繕若しくは模様替の工事中の製造施設等工作物若しくはその敷地のうち法第88条第2項において準用する法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、既存製造施設等工作物現況届書（様式第16号）により所管する広域振興局又は地方振興局の長に届け出なければならない。

（既存敷地等の届出）

第13条の2 法第53条の2第1項の規定が適用されることとなった際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地の所有者その他建築物の敷地として使用する権利を有する者は、その適用の日から6月以内に、

の建築物の敷地を分割し、又は変更しようとする者は、別に定める様式による敷地分割（変更）届書に省令第1条の3第1項の表一の（い）の項に掲げる付近見取図及び配置図を添えて所管する局長に届け出なければならない。

（工程の報告）

第12条 法第6条第1項第2号又は第3号に掲げる建築物（法第6条の3第1項第1号に掲げる建築物及び専用住宅を除く。）で同項の規定による確認を受けたものの工事の施工者は、当該工事について次の各号に掲げる工程を終えたとき、工事監理者の確認を得て、別に定める様式による工程報告書により建築主事に報告しなければならない。

（1）～（6） [略]

（既存建築物又は既存製造施設等工作物の届出）

第13条 法第48条第1項から第13項まで、法第51条、法第52条第1項若しくは第2項、法第53条第1項、法第54条第1項、法第55条第1項、法第56条第1項、法第56条の2第1項、法第59条第1項若しくは第2項、法第61条又は法第62条第1項の規定が適用されることとなった際現に存する建築物若しくはその敷地又は現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物若しくはその敷地のうち、法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、別に定める様式による既存建築物現況届書により所管する局長に届け出なければならない。

2 法第88条第2項において準用する法第48条第1項から第13項まで又は法第51条の規定が適用されることになった際現に存する製造施設等工作物若しくはその敷地又は現に築造、修繕若しくは模様替の工事中の製造施設等工作物若しくはその敷地のうち法第88条第2項において準用する法第3条第2項の規定によりこれらの規定の適用を受けないものの所有者、管理者又は占有者は、その適用の日から6月以内に、別に定める様式による既存製造施設等工作物現況届書により所管する局長に届け出なければならない。

（既存敷地等の届出）

第13条の2 法第53条の2第1項の規定が適用されることとなった際現に建築物の敷地として使用されている土地で同項の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同項の規定に適合しないこととなる土地の所有者その他建築物の敷地として使用する権利を有する者は、その適用の日から6月以内に、

既存敷地等現況届書（様式第16号の2）により所管する広域振興局又は地方振興局の長に届け出なければならない。

（道路位置指定申請書）

第17条 省令第9条に規定する申請書は、道路位置指定申請書（様式第17号）によらなければならない。

（道路の築造の届出等）

第18条 法第42条第1項第5号の道路を築造した者は、速やかに、道路築造届書（様式第18号）により所管する広域振興局又は地方振興局の長に届け出なければならない。

2 広域振興局又は地方振興局の長は、前項の規定による届出を受理した場合において当該道路が政令第144条の4第1項各号に掲げる道に関する基準に適合していると認めるときは、当該道路の築造主に対して築造道路基準適合証（様式第19号）を交付するものとする。

（許可申請書）

第19条 [略]

2 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に同項の表に掲げる図書及び次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

（1） 工場の用途に供する建築物にあつては、工場調書（様式第20号）

（2） 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物にあつては、危険物調書（様式第21号）

（3）・（4） [略]

3・4 [略]

5 法第85条第3項又は第5項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

6 法第86条第3項又は第4項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に省令第10条の16第1項第1号から第3号までに掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

別に定める様式による既存敷地等現況届書により所管する局長に届け出なければならない。

（道路位置指定申請書）

第17条 省令第9条に規定する申請書は、別に定める様式による道路位置指定申請書によらなければならない。

（道路の築造の届出等）

第18条 法第42条第1項第5号の道路を築造した者は、速やかに、別に定める様式による道路築造届書により所管する局長に届け出なければならない。

2 局長は、前項の規定による届出を受理した場合において当該道路が政令第144条の4第1項各号に掲げる道に関する基準に適合していると認めるときは、当該道路の築造主に対して別に定める様式による築造道路基準適合証を交付するものとする。

（許可申請書）

第19条 [略]

2 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書又は第13項ただし書（法第87条第2項又は第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に同項の表に掲げる図書及び次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

（1） 工場の用途に供する建築物にあつては、別に定める様式による工場調書

（2） 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物にあつては、別に定める様式による危険物調書

（3）・（4） [略]

3・4 [略]

5 法第85条第3項又は第5項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第四十四号様式による申請書の正本及び副本に第1項の表に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

6 法第86条第3項又は第4項の規定による建築物についての許可を受けようとする者は、省令別記第六十一号の二様式による申請書の正本及び副本に省令第10条の16第1項第1号から第3号までに掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の場合は、工場調書(様式第20号)又は危険物調書(様式第21号)

7～10 [略]

11 知事又は広域振興局若しくは地方振興局の長は、特に必要があると認める場合には、前各項に規定する図書のほか、第1項から第4項までに規定する省令別記第四十三号様式、第5項に規定する省令別記第四十四号様式、第6項から第8号までに規定する省令別記第六十一号の二様式、第9項に規定する省令別記第六十五号の二様式又は前項に規定する省令別記第四十七号様式による申請書に添えなければならない図書を別に指定することがある。

12 [略]

13 第5項の規定により省令別記第四十四号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により所管する広域振興局又は地方振興局の長に届け出なければならない。

(私道の変更及び廃止の届出)

第20条 私道を変更し、又は廃止しようとする者は、私道変更(廃止)届書(様式第22号)に省令第9条に規定する図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に届け出なければならない。

(建築協定認可申請書等)

第22条 法第70条第1項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書(様式第23号)に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 法第74条第1項の規定により建築協定の変更の認可を受けようとする者は、建築協定変更認可申請書(様式第24号)に変更に係る前項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

3 法第76条第1項の規定により建築協定の廃止の認可を受けようとする者は、建築協定廃止認可申請書(様式第25号)に廃止に係る第1項第2号に掲げる図書及び建築協定の廃止に関し土地の所有者等の過半数の合意があった旨を示す書面を添えて知事に提出しなければならない。

(認定申請書)

第23条 [略]

2 [略]

3 法第55条第2項の規定による認定を受けようとする者は、

(1)・(2) [略]

(3) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の場合は、工場調書又は危険物調書

7～10 [略]

11 知事又は局長は、特に必要があると認める場合には、前各項に規定する図書のほか、第1項から第4項までの規定による省令別記第四十三号様式、第5項の規定による省令別記第四十四号様式、第6項から第8項までの規定による省令別記第六十一号の二様式、第9項の規定による省令別記第六十五号の二様式又は前項に規定する省令別記第四十七号様式による申請書に添えなければならない図書を別に指定することがある。

12 [略]

13 第5項の規定により省令別記第四十四号様式による申請書を提出し、又は当該申請に係る許可を受けた建築物の工事を取りやめた場合は、工事等取りやめ届書により所管する局長に届け出なければならない。

(私道の変更及び廃止の届出)

第20条 私道を変更し、又は廃止しようとする者は、別に定める様式による私道変更(廃止)届書に省令第9条に規定する図書を添えて所管する局長に届け出なければならない。

(建築協定認可申請書等)

第22条 法第70条第1項の規定により建築協定の認可を受けようとする者は、別に定める様式による建築協定認可申請書に次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 法第74条第1項の規定により建築協定の変更の認可を受けようとする者は、別に定める様式による建築協定変更認可申請書に変更に係る前項第1号、第2号及び第4号に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

3 法第76条第1項の規定により建築協定の廃止の認可を受けようとする者は、別に定める様式による建築協定廃止認可申請書に廃止に係る第1項第2号に掲げる図書及び建築協定の廃止に関し土地の所有者等の過半数の合意があった旨を示す書面を添えて知事に提出しなければならない。

(認定申請書)

第23条 [略]

2 [略]

3 法第55条第2項の規定による認定を受けようとする者は、

第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第3項の表に掲げる図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

4～6 [略]

7 法第86条第1項又は第2項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に省令第10条の16第1項第1号から第3号までに掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の場合は、工場調書(様式第20号)又は危険物調書(様式第21号)

8 法第86条の2第1項の規定による認定を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に省令第10条の16第2項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる書面及び図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

9 法第86条の5第2項の規定による認定の取消しを受けようとする者は、省令別記第六十五号様式に省令第10条の21第1項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定を受けたことを証する書面の写しを添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

10 法第86条の6第2項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び同条第4項の表一の(四)の項に掲げる図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

11 法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十七号の三様式の正本及び副本並びに省令別記第六十七号の四様式に、同条第1項に係る申請については省令第10条の23、同条第3項に係る申請については省令第10条の24に掲げる図書のほか、法第86条の8第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

12 政令第115条の2第1項第4号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び同条第

第1項に規定する申請書の正本及び副本に第19条第3項の表に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

4～6 [略]

7 法第86条第1項又は第2項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十一号様式による申請書の正本及び副本に省令第10条の16第1項第1号から第3号までに掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

(3) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する建築物の場合は、工場調書又は危険物調書

8 法第86条の2第1項の規定による認定を受けようとする者は、前項に規定する申請書の正本及び副本に省令第10条の16第2項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、次に掲げる書面及び図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

9 法第86条の5第2項の規定による認定の取消しを受けようとする者は、省令別記第六十五号様式に省令第10条の21第1項第1号及び第2号に掲げる図書又は書面のほか、法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定による認定を受けたことを証する書面の写しを添えて所管する局長に提出しなければならない。

10 法第86条の6第2項の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び同条第4項の表一の(四)の項に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

11 法第86条の8第1項及び第3項の規定による認定を受けようとする者は、省令別記第六十七号の三様式の正本及び副本並びに省令別記第六十七号の四様式に、同条第1項に係る申請については省令第10条の23、法第86条の8第3項に係る申請については省令第10条の24に掲げる図書のほか、法第86条の8第1項各号に掲げる基準に適合することを示す図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

12 政令第115条の2第1項第4号の規定による認定を受けようとする者は、第1項に規定する申請書の正本及び副本に省令第1条の3第1項の表一の(い)の項、(ろ)の項及び同条第

4項の表一の(四)の項に掲げる図書を添えて所管する広域振興局又は地方振興局の長に提出しなければならない。

13～15 [略]

(書類の経由)

第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、建築物、建築設備、工作物、建築物の敷地又は道路（以下「建築物等」という。）のある区域を所管する市町村長及び広域振興局又は地方振興局の長（広域振興局若しくは地方振興局の長又は広域振興局若しくは地方振興局に勤務する建築主事に提出するものにあつては、建築物等のある区域を所管する市町村長）を経由しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項及び法第18条第5項、省令第1条の3第1項の表二の(七十四)の項、(七十五)の項、(七十六)の項及び(八十二)の項、省令第3条第7項、省令第4条の16第1項及び第3項並びに省令第11条の2第1項並びに第2条、第4条、第9条第2項、第3項及び第5項、第10条第4項、第5項及び第7項、第11条、第12条、第18条第1項及び第19条第7項に規定する書類の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

4項の表一の(四)の項に掲げる図書を添えて所管する局長に提出しなければならない。

13～15 [略]

(書類の経由)

第24条 法、政令、省令又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、建築物、建築設備、工作物、建築物の敷地又は道路（以下「建築物等」という。）のある区域を所管する市町村長及び局長（局長又は広域振興局に勤務する建築主事に提出するものにあつては、建築物等のある区域を所管する市町村長）を経由しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第7条第1項及び法第18条第14項、省令第1条の3第1項の表二の(七十四)の項、(七十五)の項、(七十六)の項及び(八十二)の項、省令第3条第7項、省令第4条の16第1項及び第3項並びに省令第11条の2第1項並びに第2条、第4条、第9条第2項、第3項及び第5項、第10条第4項、第5項及び第7項、第11条、第12条、第18条第1項及び第19条第7項に規定する書類の提出については、建築物等のある区域を所管する市町村長の経由を要しない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式目次を削る。

様式第1号から様式第25号までを削る。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の建築基準法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する届書等又は適合証について適用し、同日前に提出し、又は交付した届書等又は適合証については、なお従前の例による。